

有期労働契約の実務対

〜無期転換労働者に対応する就業規則の整備や無期転換して以降の労働条件の取り決めへの対応〜

- 時 2016年 8月29日(月)13:30~16:30
- 企業研究会・セミナールーム(東京・麹町) 麹町M-SQUARE 千代田区麹町5-7-2 03-5215-3511

ご講演者 氏 TMI総合法律事務所 パートナー/弁護士 藤井



【略歷】1993年3月東京大学法学部第一類卒業 1995年3月東京大学大学院法学政治学研究科修士課 程専修コース修了 1995 年 4 月最高裁判所司法研修所入所 1997 年 4 月東京弁護士会登録 TMI 総合法 律事務所勤務 2003 年 5 月南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL. M.) 2003 年 9 月ロンドンのシモ ンズ·アンド·シモンズ法律事務所勤務 2004 年 1 月ニューヨーク州弁護士資格取得 2004 年 8 月 TMI 総 合法律事務所復帰 2005年4月パートナー就任。

【専門分野】人事制度の構築・運用、労働審判・労働関係訴訟等への対応、組合対応等

●参加対象● 職場の管理・監督者、人事・労務担当者および法務・監査部門

◆ 開催にあたって -

ここ数年、労働契約法やパートタイム労働法など、非正規社員の雇用に影響する法律が相次いで改正となり ました。とりわけ同一使用者との間で有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合に、労働者の 申込みにより無期労働契約に転換されるいわゆる「無期転換権の発生」は、平成25年4月から通算契約期間 のカウントが始まっているため、平成30年4月1日から無期転換権が行使される可能性があります。

そのため、無期転換労働者に対応する就業規則の整備や無期転換して以降の労働条件の取り決め等、企業の 実情や法的な面もふまえて、さまざまな対応を考える必要があります。

また、期間の定めがあることによる不合理な労働条件が禁止され、正社員と差別的取扱が禁止されるパート **タイム労働者の対象範囲が拡大されるなど、有期労働契約に関する企業の人事管理について、対応が急務と** なっているところです。

そこで本セミナーでは経営側から多くの労働事件に携わり、経験豊富な藤井氏をお招きし、法改正への対応を 中心とした非正規社員の雇用をめぐる今日的問題と実務対応について分かりやすく丁寧に説明いただきます。

≪詳細は裏面をご覧ください≫

●受講料●1名〈税込み、資料代込〉

正会員	32,400 円 本体価格 30,000 円
一 般	35,640 円 本体価格 33,000 円

- ●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あて FAX ま たは E-mail にてお送りください。後日 (開催日1週間~ 10日前までに)、受講票・請求書をお送り致します。
- ●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な 点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→ 〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。
- ●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただ くこともありますので、ご了承下さい。

一般社団法人 企業研究会 第3研究事業G 担当:宇田川 E-mail: udagawa@bri.or.jp **T102-0083**

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町31MTビル2F TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951



企業研究会 セミナー事務局宛

03-5215-0951 FAX

161421-0503						2016	.8.29	(月)
申込書	有期労働契約の実務対応							
会社名								
住 所	₹							
TEL			FA	λX				
ご氏名	フリガナ		所役	属職				
Eメール								
ご氏名	フリガナ		所 役	属職				
Eメール		- A > PP > - A - A						

^{*}お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に 利用させて頂きます。

有期労働契約の実務対応

〜無期転換労働者に対応する就業規則の整備や無期転換して以降の労働条件の 取り決めへの対応〜

- 1. 有期労働契約に関する法規制の概要
 - 1)5年を超えて反復更新された場合の無期転換権
 - 2) 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止
 - 3) 雇止め法理の適用(解雇権濫用法理の類推適用)の明確化
- 2. 無期転換権を巡る問題点について
 - 1)契約締結時の留意点
 - 2)無期転換申込権の放棄
 - 3) 更新上限の設定(不更新、更新回数の制限、更新年数の制限) に関する留意点
 - 4) クーリング期間に関する留意点
 - 5)無期転換後の労働条件
 - 6)継続雇用の高齢者について
 - 7) 高度専門職について
- 3. 不合理な労働条件に関する留意点
 - 1) 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止
 - 2) 同一労働・同一賃金の原則について
 - 3) 高年齢者雇用安定法における継続雇用との関係について
 - 4) パートタイム労働法との関係について
 - 5) 契約条件の変更について
- 4. 有期契約社員の雇止め及び解雇時の留意点
 - 1)契約期間中の解雇について
 - 2) 雇止めの有効性を判断する基準:解雇権濫用法理の類推適用(雇止め法理)
 - 3) 雇止めの必要性と社会的相当性
 - 4) 実務上の処理 など
- 5. 質疑応答・個別質問